

議案第 59 号

市道路線の認定及び変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条及び第 10 条の規定に基づき，市道路線の認定及び変更を別紙のとおり行うものとする。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

1. 市道路線の認定

No.	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)	
1	佐野地区 695 号線	佐和 佐和	字 田向 字 田向	1107 番 10 地先 1107 番 18 地先	6.00	88.56
2	足崎・長砂地区 338 号線	足崎 足崎	字 西原 字 西原	1458 番 1098 地先 1458 番 1106 地先	6.00	85.76
3	足崎・長砂地区 339 号線	田彦 田彦	字 高野前 字 高野前	1314 番 40 地先 1314 番 47 地先	6.00	86.30
4	中央地区 852 号線	大成町 大成町		2 番 48 地先 2 番 40 地先	6.00	97.00
5	勝倉・三反田地区 535 号線	勝倉 勝倉	字 地藏根 字 地藏根	2852 番 1 地先 2859 番 4 地先	1.80	125.07
6	湊中部地区 646 号線	南神敷台 湊本町		27 番 3 地先 5282 番 1 地先	6.00~8.00	847.00

2. 市道路線の変更

No.	路線名		起 終	点 点		幅員 (m)	延長 (m)
1	勝倉・三反田地区 380号線	変更前	勝倉 勝倉	字地蔵根 字地蔵根	2841番 2841番	地先 地先	2.00 109.63
		変更後	勝倉 勝倉	字地蔵根 字地蔵根	2852番 2859番	1地先 4地先	2.00 21.55